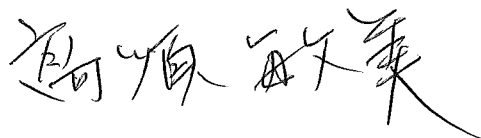


行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

行方市長



行方市条例第 27 号

行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

(行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成 17 年行方市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 172.5」と」の次に「, 「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と」を加える。

(行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(平成 17 年行方市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「100 分の 172.5」と」の次に「, 「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と」を加える。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(次条において「改正後の特別職給与等条例」という。)の規定及び第 2 条の規定による改正後の行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(次条において「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

第 2 条 改正後の特別職給与等条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第 2 条の規定による改正前の行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間

その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例又は改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(市規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。